

都通事一員 梁廷器 人伴五名

存留在船都通事一員 陳華 人伴四名

存留在船使者二員 盛世佐 吳德純 人伴四名

存留在船通事一員 蔡国材 人伴二名

一 管船火長・直庫二名 二郎 馬志

右の符文は都通事梁廷器等に付し、此れに准ぜしむ

附搭の土夏布二百匹

崇禎七年（一六三四）九月十一日給す

符文

1-26-27

国王尚豊の、謝恩のため長史鄭藩猷等を遣わす符文

（二六三五、二、一九）

琉球国中山王尚（豊）、謝恩等の事の為にす。

今、特に長史・使者・都通事等の官の鄭藩猷等を遣わし、表箋

を齎捧せしむ。船隻に坐駕し、具陳の方物の金結束金起沙魚皮紋

紅糸線纏靶金鑲全鞘腰刀二把・銀結束銀起沙魚皮紋紅糸線纏靶銀

鑲全鞘腰刀二把・鍍金銅結束紅漆鞘紅糸線纏靶腰刀十把・鍍金銅

結束紅漆鞘刀六把・鍍金銅結束黒漆鞘貼節金鎗六柄・満面金扇

五十把・満面銀扇五十把・貼金銀描画松鷹花帷屏一對・細嫩練光

土蕉布二十四・漂白土苧布二十四を解運して、京に赴き謝恩す。

抛りて差つかわす員役は、別に文憑ぶんびやう無くば誠に所在の官司の盤阻して

便ならざるを恐る。理として合に給照すべし。此の為に今、仁字

第三十八号半印勘合符文を給し、都通事鄭子業等に付し、収執し

て前去せしむ。如し経過の関津把隘とこらの去処及び沿海巡哨の官軍の

驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得し

むる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

長史一員 鄭藩猷 人伴十名

使者一員 蔡秀 人伴五名

都通事一員 鄭子業 人伴五名

存留在船使者二員 吳得賢 楊富春 人伴四名

存留在船通事一員 王克善 人伴二名

管船火長・直庫二名 林士奇 茂度

右の符文は都通事鄭子業等に付し、此れに准ぜしむ

附搭の土夏布二百匹

崇禎八年（一六三五）二月十九日給す

注（一）蔡秀 鳥袋親雲上政長。一五七七―一六五七年。那覇蔡氏（渡

久地家）四世（『家譜（四）』二六九頁）。